

# 令和元年10月1日より使用料を改定します！

市では、各施設における使用料の適正化をはかるために、全ての公共施設を対象に3年から5年毎に使用料の見直しを行っております。

下龍華市民運動広場については、平成26年4月の改定から、5年以上が経っていることから、本年10月に予定されている消費税率10%への改正に合わせて、使用料の改定を実施いたします。

新しい使用料については、「施設使用料算定基準」を基に、施設の維持管理に要する経費に依りて算定しております。また、夜間照明料についても、電気料金の見直しに合わせて改定を行います。

ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、公共施設使用料の適正化に向けた取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

| ○下龍華市民運動広場使用料 |         |     |       |                 |        |                 |  |
|---------------|---------|-----|-------|-----------------|--------|-----------------|--|
|               |         |     |       | (単位：円)          |        |                 |  |
| 室名            | 使用区分    |     | 市民の方  |                 | 市民以外の方 |                 |  |
|               |         |     | 現行    | 改定後<br>R1.10.1~ | 現行     | 改定後<br>R1.10.1~ |  |
| 運動広場          | スポーツで使用 | 2時間 | 0     | 0               | 630    | 770             |  |
|               | 上記以外で使用 |     | 2,510 | 3,110           | 2,510  | 3,110           |  |
| ○夜間照明料        |         |     |       | (単位：円)          |        |                 |  |
| 室名            | 使用区分    |     | 現行    | 改定後<br>R1.10.1~ |        |                 |  |
| 運動広場          | 1時間     |     | 430   | 460             |        |                 |  |

## 【お問い合わせ先】

市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課 電話 077-528-2637 fax 077-523-7855